

○長久手市特別職報酬等審議会条例

昭和 4 3 年 1 2 月 1 6 日

条例第 2 号

注 平成 2 5 年 6 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、長久手市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(平 2 7 条例 5 ・ 一部改正)

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内をもって組織し、その委員は、長久手市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(平 2 5 条例 2 4 ・ 平 2 8 条例 1 ・ 一部改正)

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 5 年条例第 2 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年条例第 1 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第 1 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から適用する。

付 則（平成 1 8 年条例第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 8 年条例第 3 7 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年条例第 1 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年条例第 2 号）抄

- 1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 2 4 号）

この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の長久手市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定は適用せず、この条例による改正前の長久手市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成 2 8 年条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。